

伊那市移住体験住宅 利用案内

1 制度概要と利用申請

(1) 目的

- ・伊那市への移住・定住の促進を図るため、最大30日間の移住暮らしが体験できる「移住体験住宅」を提供します。

(2) 利用条件

- ・伊那市を移住候補地として検討している方及びその家族
- ・伊那市移住・定住相談窓口等において、事前に移住相談を受けること又は受ける予定であること

(3) 移住体験住宅の利用について

- ・利用期間は、原則として30日（29泊30日）以内です。
- ・利用開始日は、月曜日から金曜日までの市役所開庁日です。午後1時から午後3時（応相談）までに来庁してください。
- ・利用終了日は、市役所開庁日とし、正午までにカギを返却してください。
- ・利用を希望する場合は、電話またはメール等にて施設予約状況をご確認のうえ、仮予約をしてください。
- ・利用日の10日前までに「伊那市移住体験住宅利用申込書（様式第1号）」と、申込者の住所が分かる身分証明書の写しを郵送にてお申し込みください。

(4) 利用予約の受付及び使用料の納付についての案内

- ・申込書を受領した後、利用の可否について「移住体験住宅の予約完了について」を送付いたしますので、当日ご持参ください。
- ・使用料の納付は、宿泊開始日までに、市役所1階会計課でお支払ください。
- ・予約を取り消す場合は、原則として7日前までに伊那市地域創造課までご連絡ください。

(5) 申込先

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地

伊那市 企画部 地域創造課 人口増推進係

電話：0265-78-4111 内線 2155、2252

FAX：0265-74-1250

E-mail：jkz@inacity.jp

【地図】



○伊那市役所

【所在地】

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

【電話】

0265-78-4111(内線 2155・2252)

【庁舎 4 階フロア図】



2 入居時

(1) 鍵の受渡し

- ・入居前日までに、必ず当日の到着予定時間についてご連絡ください。
- ・入居当日は、伊那市役所 4 階の移住・定住相談窓口へお越しください。
- ・移住検討のご状況、ご相談をお伺いした後、市役所 1 階の会計課で利用料（及びシーツレンタル代）をお支払いいただきます。

(2) 施設案内

- ・伊那市移住・定住相談窓口の担当者が車で先導し、移住体験住宅へご案内いたします。
- ・設置してある備品や利用上の注意事項などを説明いたします。
- ・利用許可通知書及び鍵をお渡しし、利用開始となります。

3 滞在期間中

(1) 滞在中の行動について

- ・滞在中の行動について制限はございません。ただし、地域の自治会行事等へ積極的に参加をお願いいたします。

(2) 利用中に発生したゴミについて

- ・移住体験住宅近くのゴミステーションにて、決められた日時にお出しいただきます。
- ・指定ゴミ袋は市で用意いたしますが、ゴミの分別ルール等は厳守してください。
- ・退去日までに出すことの出来なかったゴミ等については、お持ち帰りください。

(3) 非常時の連絡方法

- ・夜間や休日など、市役所が閉庁している場合で、緊急に担当者と連絡を取りたい場合は、次のとおり対応してください。

①伊那市役所の宿直又は日直に電話してください。 電話番号：0265-78-4111

※「移住体験住宅の利用者」であることをお伝えください。

②用件を伝えるか、地域創造課担当者からの連絡が欲しい旨をお伝えください。

③宿直又は日直から担当者へ連絡後、折り返し連絡をいたします。

4 退去時

(1) 施設の清掃

- ・滞在中及び退去前には、利用者による清掃をお願いいたします。
- ・次に入居利用する方が気持ちよく施設を利用できるよう、ご配慮ください。

(2) 鍵の返却

- ・退去前日までに、必ず当日の退去立ち合い予定時間についてご連絡ください。
- ・退去立ち合い時間に移住・定住相談窓口担当者が移住体験住宅に伺い、施設の清掃状況と備品等を確認いたします（概ね20分～30分程度）。
- ・万が一、故意又は過失により施設等を損傷し又は滅失が認められる場合、利用者の責任において現状に復旧していただきます。
- ・立ち合い作業が終了しましたら、鍵をご返却ください。その際、入居時にお渡しするアンケートも回収いたしますのでご協力をお願いいたします。
- ・日程等により立ち合いを行えない場合は、施錠の上、鍵を市役所窓口へ返却ください。

(3) その他

- ・万が一忘れ物があった場合、地域創造課まで速やかに御連絡ください。
- ・発見した場合は、宅配又は処分等対応について協議させていただきます。

5 その他

(1) 注意事項

【遵守事項】

- ・お出掛けや就寝時には必ず施錠し、又施設を正しく使用してください。
- ・趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用ください。移住体験住宅の敷地内の雪かき等適宜行い環境整備を心掛けてください。
- ・火気の取り扱いに注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意してください。
- ・移住体験住宅内での喫煙はご遠慮ください。

【禁止行為】

- ・公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのある行為
- ・移住体験住宅の改修や増改築
- ・施設内及び敷地内へのペットの持ち込み
- ・土地の形質の変更 など

【原状回復】

- ・移住体験住宅の利用終了時は、速やかに原状回復し、搬入した物品等を撤去してください。

(2) 消耗品について

- ・トイレットペーパーや洗剤、シャンプー・ボディソープ等の消耗品はご用意しておりますが、その他必要な消耗品は適宜利用者の負担により購入ください。

(3) 免責事項

- ・利用期間中に生じた損害等について、伊那市及び移住・定住相談窓口担当者は一切責任を負いかねます。

6 施設紹介

(1) 移住体験住宅1号・2号(山寺)

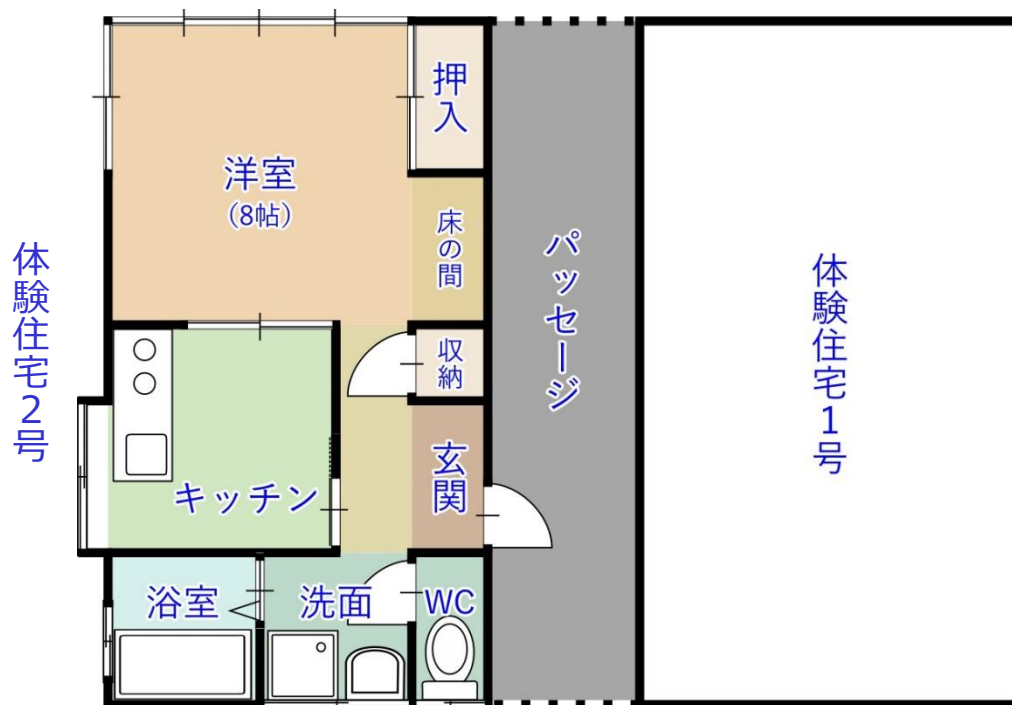
【利用料・設備等】

住所	伊那市山寺 2545 番地 10 移住体験住宅1号または2号
利用料	利用人数、利用日数に関わらず 25,000 円(最長 30 日) ※ 電気・水道・ガス、及び Wi-Fi(無線 LAN)の代金を含む。 ※ 利用料は利用開始日までにお支払いください。 ※ シーツレンタル時は、利用開始日にレンタル代 1,000 円/組が必要です。 ※ 石油ファンヒーターの灯油は別途個人負担(退去までに利用者にて補給)
建築年	平成 2 年
設備	冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、電子ケトル、テレビ、掃除機、 Wi-Fi、石油ファンヒーター、こたつ、扇風機、寝具 2 組、等
その他	敷地内に駐車スペース有

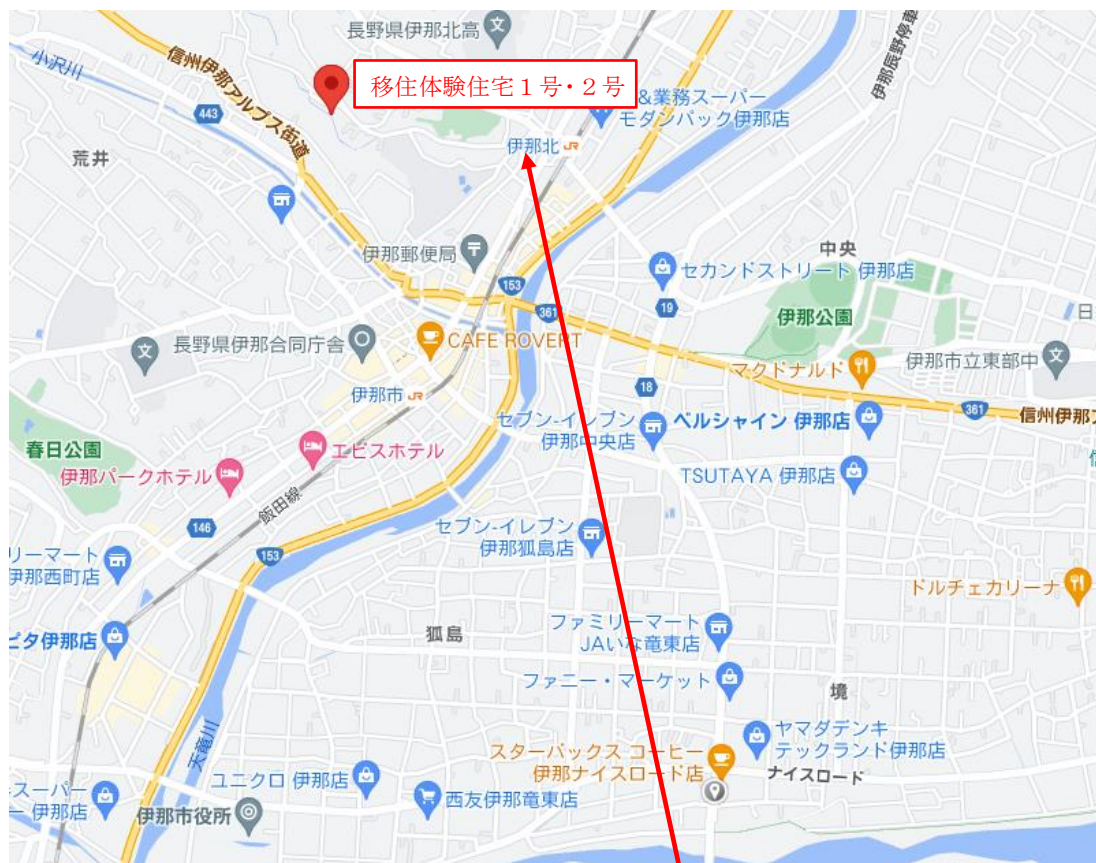
【写真】



【間取り】



【地図】



【注】 7:30～9:00 及び 14:30～17:00 まで、一方通行規制あり

(2) 移住体験住宅3号・4号(高遠町)

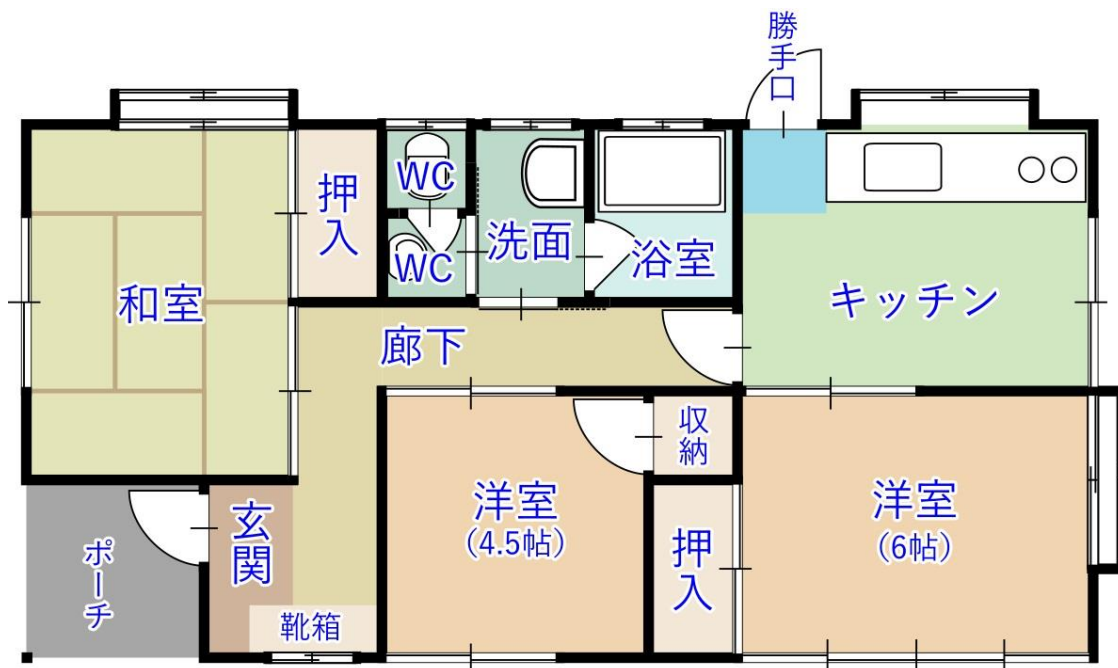
【利用料・設備等】

住所	伊那市高遠町西高遠 486 番地 2 移住体験住宅 3 号または 4 号
利用料	利用人数、利用日数に関わらず 30,000 円(最長 30 日) ※ 電気・水道・ガス、及び Wi-Fi(無線 LAN)の代金を含む。 ※ 利用料は利用開始日までにお支払いください。 ※ シーツレンタル時は、利用開始日にレンタル代 1,000 円/組が必要です。 ※ 石油ファンヒーターの灯油は別途個人負担(退去までに利用者にて補給)
建築年	昭和 58 年
設備	冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、電子ケトル、テレビ、掃除機、 Wi-Fi、石油ファンヒーター、こたつ、扇風機、寝具 2 組、等
その他	敷地内に駐車スペース有

【写真】



【間取り】



※ 3号・4号ともに同じ間取り

【地図】

